

ハイライト:

- ・扶養控除等申告書関係のよくある質問を国税庁HPよりご紹介します！
- ・電気通信利用役務の課税判断の手順をフローチャートでご説明します！
- ・賞与支払届の提出を忘れずに！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
マイナンバー ～扶養控除等申告書 関係のよくある質問～	1
国境を越えた役務の提 供に係る消費税の課税 の見直し	2
賞与支払届の提出を お忘れなく	2

イルミネーションも美しい季節となりました。今年もあとわずかとなり、年末のせわしなさを感じる時期です。体調管理にはお気をつけください。今号は、国税庁のFAQよりマイナンバー関連 及び「電気通信利用役務」に係る消費税の課税の見直しについて改めて取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

マイナンバー ～扶養控除等申告書関係のよくある質問～

平成28年1月1日からの運用開始に先立ち、12桁のマイナンバー(個人番号)が記載された「通知カード」が住民票の住所へ世帯ごとに簡易書留で郵送されはじめています。まだお手元に届いていないため、不安な方もいらっしゃると思いますが、以下の内閣官房のHPでマイナンバーの発送の目安が確認できます。市町村ごとの郵便局への通知カードの差出状況が掲載されています。配達状況により異なりますが、差出日から概ね20日程度で届く見込みとのことです。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/cgi-bin/tsuchicard/jokyo.cgi>

マイナンバーの取得については、この12月の年末調整時に平成28年度の扶養控除等申告書に記載してもらうことからスタートするところも多いかと思えます。そこで、国税庁のHPに掲載されているFAQの中から、扶養控除等申告書に関するよくある質問をいくつかご紹介します。

【Q1】扶養控除等申告書はいつまで保管する必要がありますか。

【A1】扶養控除等申告書は、税務署長からの提出を求められた場合を除き、提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存する必要があります。

退職した従業員等であっても、扶養控除等申告書等の保存期間(7年間)は、破棄又は削除することはできません。

【Q2】扶養控除申告書に支払者の法人番号(1)をプレ印字して従業員に交付してもよいですか。

(1)法人番号:法人等に指定される13桁の番号です。1法人に1番号が指定され、支店や事業所には指定されません。

【A2】支払者の個人番号又は法人番号については、扶養控除等申告書の提出を受けた後に付記することになってはいますが、法人番号については、利用制限もないことから、あらかじめ印字し、従業員に交付しても構いません。【注】給与の支払者が個人である場合にはプレ印字することはできません。

【Q3】扶養控除等申告書の個人番号欄に「給与支払者に提出済みの個人番号と相違ない」旨の記載をすることで、個人番号の記載に代えることはできますか。

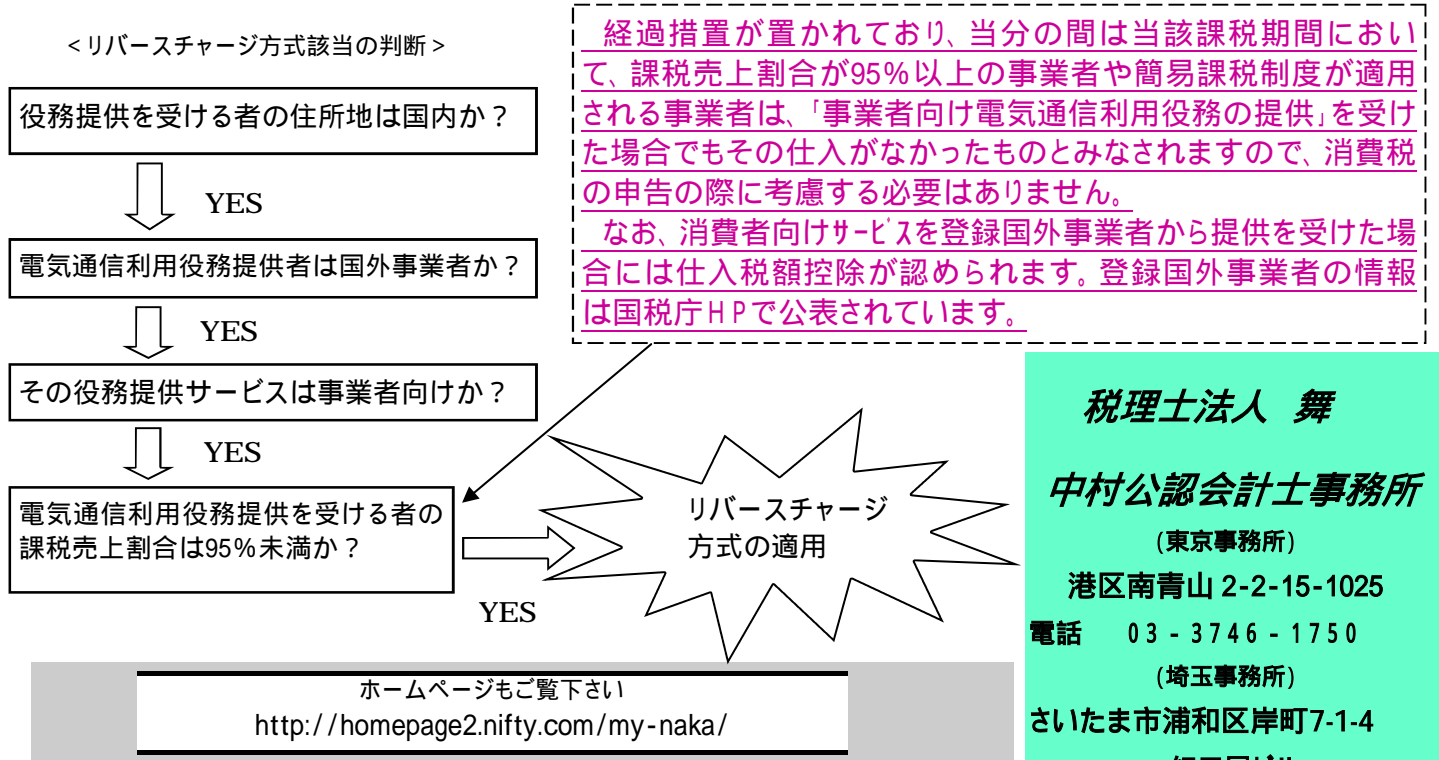
【A3】扶養控除等申告書は毎年、個人番号を含むすべての記載事項を記載した上で、給与支払者に提出する必要がありますので、その記載内容が前年と異動がない場合であっても、原則、その記載を省略することはできません。しかし、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が「個人番号については給与支払者に提出済みの個人番号と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている個人番号を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等の個人番号を記載しなくても差し支えありません。個人番号以外の内容については、記載を省略できません。また、個人番号の記載を省略した扶養控除等申告書について、後日税務調査時等に提出を求められた場合は、個人番号を付記して提出する必要があります。

国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し 電気通信利用役務の課税判断について



電気通信利用役務の提供(電子書籍・音楽・ソフトウェアの配信や宿泊予約及び飲食店予約サイトなどインターネット等を介して行われる役務の提供)について、**平成27年10月1日以後に行われる取引から**消費税の国内・国外判定の見直し「**役務の提供を受ける者の住所地等**」に見直されています。また「**事業者向け電気通信利用役務の提供**」については、国外事業者から役務の提供を受けた国内事業者が、申告・納税義務を行う「リバースチャージ方式」が導入されました。以前たっくすニュースフラッシュ(法人様向け)第62号(2015年6月)でも、取り上げていますのでそちらも合わせてご覧下さい。過去の季刊誌はHPに掲載しています。

今号では、**電気通信利用役務の提供**に対する課税判断の手順をフローチャートで説明します。



税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594
nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

賞与支払届の提出をお忘れなく

賞与の支払日から5日以内に「被保険者賞与支払届」を日本年金機構や健保組合に提出することになっています。賞与支給後は提出を忘れず行って下さい。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。